

暮らしに、
いつも
*NEW*を。

多摩市定例記者会見

4月24日

多摩市内の宿泊機能の強化に向けて企業立地促進条例を改正しました！

- ①都内初！「客室数」「平均客室面積」に応じて
奨励金を最大10年間交付
- ②「常用雇用者数」の下限の引き下げ（現行20人から
最小5人へ引き下げ）

市民経済部経済観光課

多摩市内の宿泊機能の強化に向けて企業立地促進条例を改正しました！

POINT

- ① 都内初！ 「客室数」「平均客室面積」に応じて奨励金を最大10年間交付
- ② 「常用雇用者数」の下限の引き下げ（現行20人から最小5人へ引き下げ）

1 企業立地促進条例改正（経緯）

市では、まちの活性化、成長企業への支援、生活利便性の向上を目指し、企業誘致活動を推進しています。この度、宿泊施設の市内への誘致を強化するため、下記のとおり優遇措置を設けました。

(1)宿泊施設の減少

市においては近年、ビジネス・観光・ファミリー向けの一般的な宿泊施設が3件から1件に減少しました。

(2)宿泊機能の確保

市民、市内企業から宿泊機能の要望がありました。



添付資料

『多摩市への宿泊施設の誘致を強化します！』チラシ

2 優遇措置（令和7年4月1日～令和10年3月31） 【現行内容】

	指定要件	常用雇用者数 (指定要件)	交付期間	奨励金額	奨励金額 (上限)
原則	多摩市内に事業所を新たに開設する事業者 ① 事業所の用に供する土地の面積が2,000m ² 以上の場合又は、投下固定資産額（土地を除く）が3億円以上（中小・小規模企業の場合は、1.5億円） ② 操業開始の予定期日が新設等をする土地の譲渡契約（土地の賃借による新設等の場合は、賃貸借契約）の締結後3年以内	20人	最大5年	固・都税相当額 80/100	1億円
	本社施設、宿泊施設、省エネルギー性能優良施設を新たに開設する企業			固・都税相当額 100/100	1.5億円

【改正内容】（優遇措置の追加）

	客室数・面積（指定要件）	常用雇用者数 (指定要件)	交付期間	奨励金額	奨励金額 (上限)
特例 (宿泊施設)	30室以上 ・平均客室面積13m ² 以上	5人	最大5年	固・都税相当額 100/100	1.5億円
	80室以上 ・平均客室面積13m ² 以上	5人	最大7年		
	150室以上 ・平均客室面積13m ² 以上	8人	最大10年		

【問い合わせ】市民経済部経済観光課

電話：042(338)6830

資源循環の更なる取組み
「廃食油と難再生古紙回収の実証実験」を行います

- ①家庭の9割以上が廃棄されている廃食油を回収し、再資源化します（廃食油回収）
- ②可燃ごみの減量と資源化率の向上を目指します（難再生古紙回収）

環境部資源循環推進課

資源循環の更なる取組み「廃食油と難再生古紙回収の実証実験」を行います

POINT

- ①家庭の9割以上が廃棄されている廃食油を回収し、再資源化します（廃食油回収）
- ②可燃ごみの減量と資源化率の向上を目指します（難再生古紙回収）



1 廃食油回収の実証実験

多摩市内では「イトーヨーカドー 多摩センター店」や「エコにこセンター」で廃食油を回収が行われていました。この度、多摩市も東京都や民間事業者と連携して、廃食油の回収・再資源化の実証実験をスタートします！

「期間：令和7年5月1日(木)～令和7年10月31日(金)」

(1)市内6か所で回収します

総合体育館、武道館、関戸公民館、永山公民館、温水プール、資源化センターに設置した専用BOXで回収します。

(2)回収できる油

ご家庭で使用した植物性の液体状の油です。

2 難再生古紙回収の実証実験

これまでに難再生古紙については「燃やせるごみ」への分別をお願いしていましたが、資源化センターに持参された難再生古紙を分別する実証実験を行います。「期間：令和7年5月1日(木)～令和8年3月31日(火)」

(1)回収できる紙

ラップ等の芯、香りのついた箱、防水加工の紙（紙コップ等）、窓付き封筒、裏が銀色の紙パックなど

問い合わせ

環境部資源循環推進課 電話：042(338)6836

より利用しやすくなります！多摩市こども誰でも通園事業

- ①実施園を市内 5 園から 13 園に大幅増加！より身近なサービスを目指します！
- ②利用時間の上限は令和 6 年度から引き続き最大 160 時間に拡大して実施！

子ども青少年部子ども・若者政策課

より利用しやすくなります！多摩市こども誰でも通園事業

POINT

- ①実施園を市内5園から13園に大幅増加！より身近なサービスを目指します！
- ②利用時間の上限は令和6年度から引き続き最大160時間に拡大して実施！

概要

幼稚園・保育所等に在籍していない生後6か月から満3歳未満のお子さんを対象とした、市内幼稚園・保育所へ通園ができるサービスです。

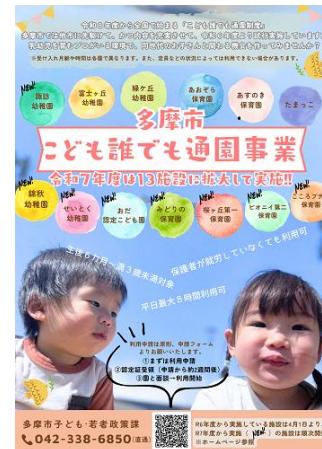
①実施園を市内5園から13園に大幅増加！ より身近なサービスを目指します！

令和6年度より実施している当事業が令和7年4月より実施園を大幅に拡大し、認定こども園1園、幼稚園5園、認可保育所6園、たまっこ（こども家庭センター）の計13園で実施を予定しています。利用者からは「子どもの言語や行動にとても成長を感じた」「通院等の間に預けることができ良かった」という好評の声の一方、「人気があって予約が取りづらい」というご意見に応え、受入枠を拡大して実施します。

②利用時間の上限は令和6年度から引き続き最大160時間に拡大して実施！

国の制度の上限である月10時間から都の制度を活用して大幅に上乗せし、月160時間まで利用可能です。実施園が増えたことでお住いの近くで、気軽に育児のサポートを受けられる環境を整えます。（詳細は添付資料を参照）

添付資料 『多摩市誰でも通園事業のしおり』
『多摩市誰でも通園事業』チラシ



問い合わせ

子ども青少年部こども・若者政策課
幼児教育・保育担当 電話：042(338)6850